



横浜市水道局の  
**災害対策**



横浜市水道局

【令和7年度9月改訂版】

自分の身は  
自分で守る

自助

地域・企業などで  
助け合う

共助

## 1 飲料水の備蓄促進

- 家庭における飲料水の備蓄 P. 2
- 企業における飲料水の備蓄 P. 2
- 飲料水備蓄促進に向けた取り組み P. 3
- 【コラム】「ローリングストック法」を活用して水を備蓄しましょう！ P. 3
- 【コラム】水道水をポリ容器などでくみ置きする場合の備蓄方法 P. 3

## 2 災害時給水所

- このマークが目印！ 災害時の飲料水確保の方法 P. 4～5
- 災害用地下給水タンク・配水池・緊急給水栓・給水車・耐震給水栓
- 【コラム】近くの「災害時給水所」を確認しましょう！ P. 4
- 【コラム】水を運ぶための容器やカートなどを用意しましょう！ P. 5

## 3 市民の皆さまとの協働

- 地域における応急給水訓練 P. 6
- 災害用地下給水タンクにおける応急給水手順 P. 6
- 【コラム】停電時に備え、給水方法を確認しましょう！ P. 6
- 【コラム】横浜市水道局 災害時支援協力員の活動 P. 6

水道局による

公助

## 4 水道施設の強化

- 送配水管の更新・耐震化 P. 7
- 耐震管の特徴 P. 7
- 基幹施設の耐震化 P. 8
- 配水ブロックシステム P. 8
- 環状ネットワーク P. 8
- 応急活動拠点の整備 P. 9

## 5 通信体制の強化

- 5GHz帯無線 P. 9
- 【コラム】災害・事故時 情報共有システムの開発 P. 9

## 6 非常用発電設備の整備

- 停電時に備えての取り組み P. 10
- 【コラム】燃料や資機材などの確保に向けた取り組み P. 10

## 7 災害時の応援協定

- 他都市や民間事業者との協定 P. 11
- 【コラム】近年の他都市災害派遣の実績 P. 11

## 8 訓練の実施

- 水道局職員の訓練 P. 12
- 横浜市総合防災訓練 P. 12
- 他都市との訓練 P. 12
- 民間事業者との訓練 P. 12
- 【コラム】他水道事業体との連携 P. 12
- 【コラム】能登半島に対する応急支援活動について P. 13

平成23年に発生した東日本大震災では、19の都道県で最大約257万戸が断水するなど、広域的な被害となりました。また、平成28年に発生した熊本地震は最大約45万戸、令和6年に発生した能登半島地震は最大約14万戸が断水しました。近年では大型の台風や線状降水帯が発生するなど記録的な大雨が頻発し、これにより広域的な断水が発生しています。

横浜市では東日本大震災を踏まえ、「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」を平成25年6月に施行し、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づき、震災対策を進めています。また、能登半島地震を踏まえて令和7年3月に横浜市地震防災戦略を改訂しました。

水道局においても、自分の身は自分で守る「自助」、地域・企業などで助け合う「共助」、水道局による「公助」の連携の中で、災害対応力の強化に努めています。

### 自分の身は自分で守る

#### 自助

人が生きていく上で、水は欠かせません。一般的に、成人1人が1日に体外に排出する水分量は、2.5ℓ程度といわれています。

そこで、水道局では、災害時などの断水に備え、「1人1日3ℓ×3日分=9ℓ以上(できれば一週間分)」の飲料水をご家庭に備蓄していただくようお願いしています。

また、企業などにも、大規模災害時の帰宅困難者対策などとして、飲料水の備蓄を呼びかけています。

### 地域・企業などで助け合う

#### 共助

水道局では、災害時などに飲料水を確保するための施設として災害時給水所（災害用地下給水タンク、配水池、緊急給水栓、耐震給水栓など）を整備しています。中でも、災害用地下給水タンクは、横浜市管工事協同組合が補助を行い、市民の皆さまの助け合いで仮設の蛇口を設置し、飲料水を確保する施設です。

水道局では、災害時給水所の設置場所を知っていただく取り組みや、年間を通じて市民の皆さまなどと連携した応急給水訓練を実施しています。

### 水道局による

#### 公助

災害に強い都市づくりには、しなやかで強靭なインフラ整備することが必要です。

そこで、水道局では大きな地震にも耐えられるよう水道施設の耐震化に取り組むとともに、停電時でも業務を継続するための非常用発電設備の整備のほか、他都市や民間事業者等との協力関係の構築、各種防災訓練の実施など、ハード・ソフトの両面から対策の強化に取り組んでいます。

## 防災・減災へ向けて

### 自助

自分や家族を自らが守るための備えや行動のこと。

### 共助

近隣の皆さま、互いの安全・安心のために協力し合うこと。

### 公助

公的機関が日頃から防災・減災に向けて行う取り組みや発災時に行う災害対応のこと。

横浜市地震被害想定調査報告書では、大地震時には水道管の破損などにより市内約25%の約40万世帯で断水が発生するとしています。

また、取水から蛇口へ水をお届けするまでには、電力が不可欠です。具体的には市外取水施設での水のくみ上げ、3か所の浄水場でのろ過処理、水道水をお届けするためのポンプの運転などです。そのため、市内外で停電が発生した場合、断水する世帯がさらに多くなる可能性があります。

同様に、マンションなどのポンプで水道水を上層階にくみ上げている施設では、非常用発電設備がない場合、停電が発生すると断水することとなります。

そのため、家庭や企業などで、日頃から飲料水を備蓄しておくことが大切になります。



▲給水車から給水を受ける人々(熊本市)

あなたや大切な人を守るために、いざというときに備えて飲料水を備蓄しましょう。

## ●家庭における飲料水の備蓄

水道局では災害などに備え、**1人1日3ℓ×3日分=9ℓ以上(できれば一週間分)**の飲料水備蓄をお願いしています。成人1人が1日に体外に排出する水分量は2.5ℓ程度といわれており、これに若干余裕を加え、1日に必要とする飲料水の量の目安を3ℓ程度としています。

災害時には、給水車は医療機関などを優先して給水します。市内にはだれでも飲料水を得られる災害用地下給水タンクや耐震給水栓がありますが、長時間順番をお待ちいただくことが想定されるうえに、重い水(9ℓ=9kg)を自宅まで運ぶために、大変な労力を必要とします。

そのため、水道局では各ご家庭で最低3日分、できれば一週間分を目安として、飲料水の備蓄をお願いしています。

なお、体を清潔に保ったり、洗濯をするための生活用水については、飲料水と別に確保する必要があります。



▲給水所で順番を待つ人々(仙台市) 写真提供:村上昭浩氏

## ●企業における飲料水の備蓄

東日本大震災では、会社などから自宅に帰ろうとした多くの人が帰宅困難となりました。横浜市では、平成25年6月に施行された「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」の中で、従業員の一斉帰宅抑制など、企業の努力義務について定め、帰宅困難者対策に取り組んでいます。

発災直後は交通機関の運行停止や、落下物などによる負傷などの危険が想定されるため「むやみに移動を開始しない」ことが大切です。

このため水道局では、災害時に従業員の皆さまが安心して職場に滞在できるよう「職場での飲料水備蓄」を企業にもお願いしています。

備蓄の目安は、家庭と同様に**1人1日3ℓ×3日分=9ℓ以上(できれば一週間分)**です。

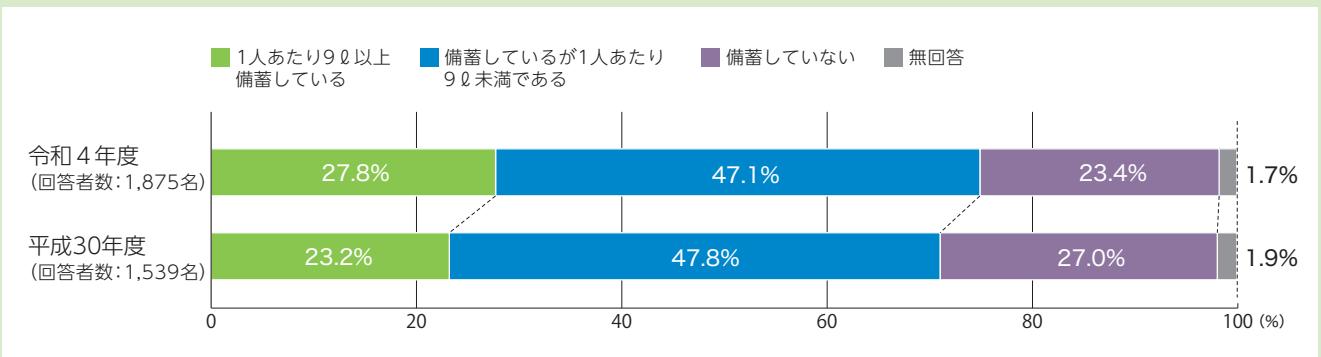


## ●飲料水備蓄促進に向けた取り組み

水道局では、市民の皆さんに飲料水備蓄の大切さを知っていただくため、横浜市内の各世帯に配付する「広報よこはま」や「水道・下水道使用水量等のお知らせ」に「飲料水備蓄の促進について」の記事の掲載や、防災訓練・各種イベントなどで飲料水備蓄を促進するための啓発を行っています。

### 「水道に関するお客さま意識調査」結果

問：横浜市では、災害に備え、1人1日あたり3リットル、3日分で9リットル以上の飲料水の備蓄をお願いしています。  
あなたの家庭では、1人あたり、どのくらいの量の飲料水を備蓄していますか。



### COLUMN コラム

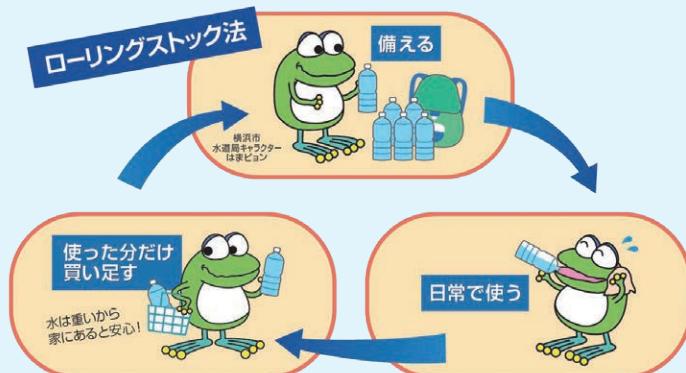
## 「ローリングストック法」を活用して水を備蓄しましょう！

飲料水を備蓄する1つの方法として、「ローリングストック法」があります。

まず、1人1日3㍑、3日分の9㍑以上、できれば一週間分の飲料水を備蓄します。

次に、備蓄している飲料水を普段から使い、使った分だけ新たに買い足します。

日常生活を少し工夫するだけで備蓄が可能ですので、ぜひ実践してみましょう。



### COLUMN コラム

## 水道水をポリ容器などでくみ置きする場合の備蓄方法

以下のことにご注意ください。

1

清潔でふたができるポリ容器などに口元まで水道水を入れ、なるべく空気が入らないよう満水の状態にしてふたを閉めてください。

2

水道水を沸騰させたり、浄水器などに通したりすると、塩素による消毒効果がなくなることがあります。蛇口からそのまま容器に水道水を入れてください。

3

直射日光のあたらない涼しい場所で保管してください。**冬期で1週間、夏期で3日間程度**保存できますので、この期間を目安に水の入れ替えを行ってください。

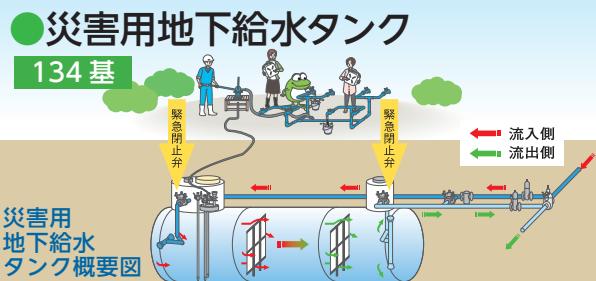
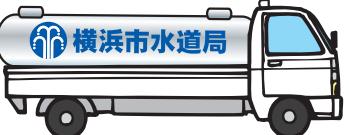
## この「マーク」が目印！

災害などで断水したときに、誰でも飲料水を得られる場所が「災害時給水所」です。災害時給水所には、災害用地下給水タンク、配水池、緊急給水栓、耐震給水栓などがあります。

下の「標識」は、発災直後から使用できる災害用地下給水タンクに設置しています。

また、給水準備が整った配水池、緊急給水栓などでは、「のぼり」でお知らせします。



飲料水確保の場所	目印	
ご家庭 企業	—	備蓄している飲料水
	 <b>標識</b>	<p>● 災害用地下給水タンク 134基</p> 
	 <b>のぼり</b>	<p>● 配水池 23か所</p> <p>※汐見台配水槽を含む</p>  <p>西谷浄水場3号配水池（保土ヶ谷区） (上部は運動施設として貸付中)</p> <p>● 緊急給水栓 358基</p>  <p>緊急給水栓概要図</p> <p>● 給水車</p> 
	 <b>看板</b>	<p>● 耐震給水栓 53か所</p> 

### COLUMN コラム

## 近くの「災害時給水所」を確認しましょう！

### ■「はまピヨンマップ」 (横浜市行政地図情報提供システム)

市内の災害時給水所（災害用地下給水タンク、緊急給水栓、配水池、耐震給水栓等）を簡単に確認することができます。



### ■「ロケスマ」 (無料アプリ)

一度マップを開けば、地点情報が端末にダウンロード（保存）され、インターネットが利用できない災害時も保存された災害時給水所（災害用地下給水タンク）を検索することができます。



## 災害時の飲料水確保の方法

施設の種類など	分類	開設者	開設状況のイメージ	
			発災直後から3日目まで	発災4日目以降
2~3ページを参照してください。	自助	一		
発災直後の応急給水を目的として主に地域防災拠点に指定された小・中学校や公園・みなとみらい地区などに設置しています。普段は水道管の一部として機能しますが、管の漏水などにより水圧が下がると自動的に弁が閉まり、タンク内に新鮮な飲料水を確保します。 この施設は、市民の皆さまの「共助」により仮設の蛇口を設置し、手動ポンプで水をくみ上げ給水することができます。災害時に円滑な対応をするため、日頃から市民の皆さまと連携して応急給水訓練を実施しています。	共助	地域の皆さま 横浜市管工事協同組合は開設の補助		
浄水場でつくった水道水を一時貯留し、各家庭にお届けする中継施設です。災害時にはすべての市民の皆さまが必要とする飲料水の1週間分に相当する水量を確保できます。断水時には、市民の皆さまへの給水を行はほか、給水車への水の補給場所としても活用します。	公助	水道局		
地震に強い水道管（耐震管：P7）に仮設の蛇口を取り付けて給水する施設で、主に地域防災拠点に指定された小・中学校などに整備しています。この施設は、応急給水施設が緊急給水栓のみの地域防災拠点から順次開設していきます。		水道局 横浜市管工事協同組合		
水道局職員が行う給水車での運搬給水は、主に医療機関などを中心に行います。また、他都市応援職員が給水車で行う運搬給水は、主に地域防災拠点及び福祉避難所へ優先的に行います。		水道局 応援都市職員		
配水管から屋外水飲み場までを耐震化した施設で、災害用地下給水タンク等の応急給水施設が設置されていない地域防災拠点を対象に整備しています。発災後、特別な作業をすることなく、普段と同様に屋外水飲み場（耐震給水栓）から飲料水を確保できます。	共助	開設不要 地域防災拠点運営委員等で運用		

### COLUMN コラム

### 水を運ぶための容器やカートなどを用意しましょう！

災害時給水所には、水を入れる容器を備えていませんので、ポリ容器などの水を入れる容器を必ず用意しましょう。

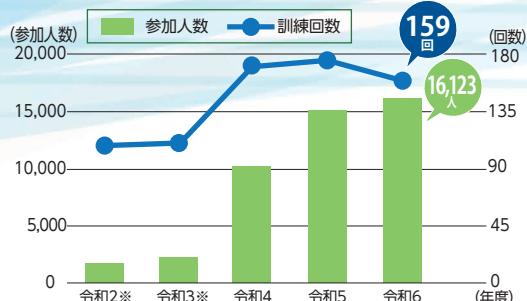
また、水はとても重く、ご自宅などへ持ち帰るのはとても大変です。リュックやカートなどの水を運ぶ道具も合わせて用意しておきましょう。



## ● 地域における応急給水訓練

震災に備えて、日頃から訓練を重ねることが大切です。水道局では、災害時給水所である災害用地下給水タンク、緊急給水栓などで地域の皆さまと応急給水訓練を実施しており、令和6年度は、159回、16,123人をご参加いただきました。なお、平成29年度から開設の補助を行う横浜市管工事協同組合も訓練に参加しています。この訓練で、災害時給水所の場所や仮設の蛇口の取り付け方法をご確認いただくなど、災害時の応急給水活動を市民の皆さまの「共助」で行う体制を強化しています。

※令和2、3年度は新型コロナ感染症拡大防止のため、規模及び回数を縮小



### 災害用地下給水タンクにおける応急給水手順

(市民の皆さまの「共助」により仮設の蛇口を設置することで給水することができます)

資機材庫の鍵を開け、資機材を取り出します。



タンクのマンホールを開け(酸欠に注意)、安全柵を設置します。タンク内に圧力がないことを確認します。



ホース、仮設蛇口などの資機材をタンクに接続します。



手動ポンプで給水します。水道水に塩素が含まれているか確認します。

### COLUMN コラム

## 停電時に備え、給水方法を確認しましょう！

中高層の建物では、多くの場合、電力で動くポンプにより各戸へ水を送っているため、停電時には断水してしまう可能性があります。まずは、ご自宅の給水方式を確認しておきましょう。

### ①直結直圧式給水

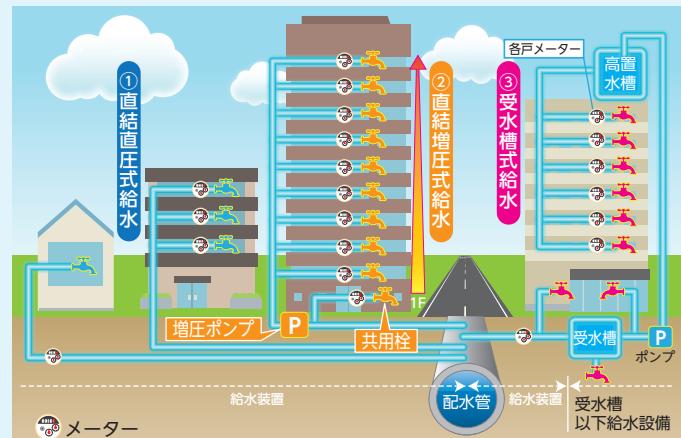
水道管の水圧で直接給水する方式で、戸建住宅はこの方式です。また、一部の中層階の建物でも直結直圧式で給水しています。

### ②直結増圧式給水

水道管の水圧に加え、増圧ポンプによりさらに水圧を上げることで、中高層の建物へ直接給水する方式です。増圧ポンプには電気を使用するため、高層階では停電時に断水する可能性があります。

### ③受水槽式給水

水道水をいったん水槽に入れ、この水をポンプで直接給水したり、屋上などに設けた高置水槽に送り、給水する方式です。ポンプには電気を使用するため、停電時に断水する可能性があります。



中高層の建物で停電時にポンプが止まり断水した場合、直結直圧式の共用栓があればその水を使用できます。また、受水槽式では、受水槽に溜まった水を受水槽周辺の蛇口等から使用できる場合もありますので、事前に建物の給水方式や停電時の給水方法などについて、管理会社等へ確認しましょう。

なお、停電によりエレベーターが使えない場合、水の運搬が困難になることが予想されます。停電に備えて、日頃から飲料水を備蓄しましょう。

### COLUMN コラム

## 横浜市水道局災害時支援協力員の活動

水道局では、水道事業に関する経験と知識を持った水道局退職者をボランティアとして登録し、地震災害発生時の水道施設の被害状況収集や災害用地下給水タンクからの応急給水作業など、発災初期の応急活動を水道局と協働して行う「横浜市水道局災害時支援協力員制度」を平成9年に創設しました。

令和7年度は168名が登録されており、地域における応急給水訓練等に参加し、災害時の「共助」の取り組みに貢献します。



△ 支援協力員、管工事協同組合、水道局での応急給水訓練の様子

## ●送配水管の更新・耐震化

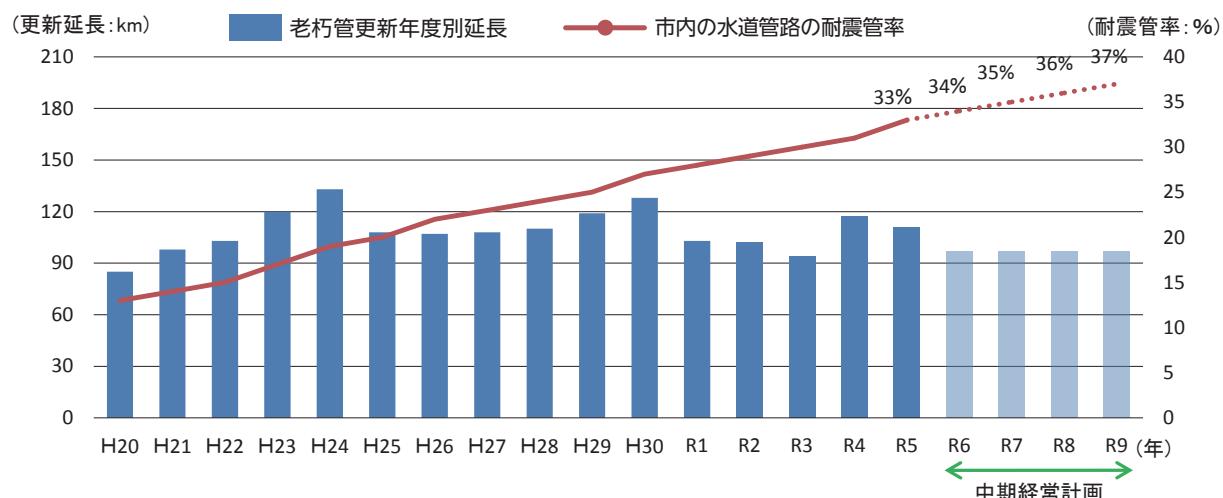
水道局では、昭和44年度から古くなった水道管（老朽管）の更新を始めました。昭和56年度からは地震に強い水道管（耐震管）の使用を始め、平成18年度からはすべて耐震管により更新しています。

総延長約9,300kmに及ぶ送配水管の更新・耐震化については、管の布設年度、材質や埋設状況などを総合的に勘案し、優先順位を付けて順次更新を進めています。

耐震化の取組としては、令和9年度における市内の送配水管の耐震管率<sup>※</sup>37%を目標として進めています。また、より効果的に耐震化を進めるため、災害時に重要な拠点となる地域防災拠点や医療機関、区役所、土木事務所などの施設への管路を優先的に耐震化しています。

※ 市内の送配水管のうち、耐震管が使用されている割合

### 市内の送配水管の耐震管率

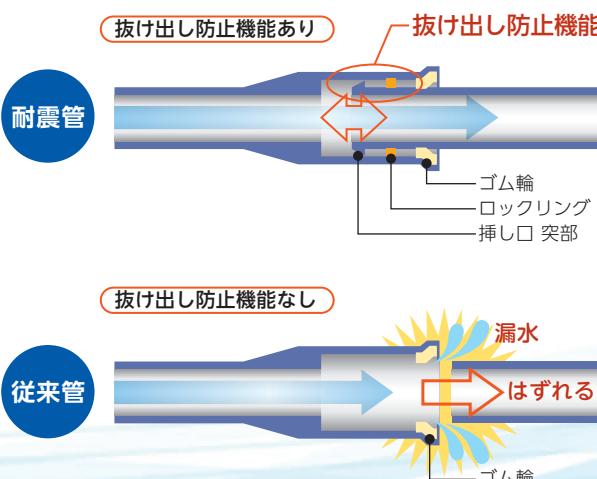


## ●耐震管の特徴

耐震管は、材質が強靭なことに加え、継手に伸縮性と抜け出し防止機能があるため、柔軟性に優れた水道管です。そのため、地震発生時の地盤の揺れに対応でき、破損や継手の抜け出しを防ぐことができます。

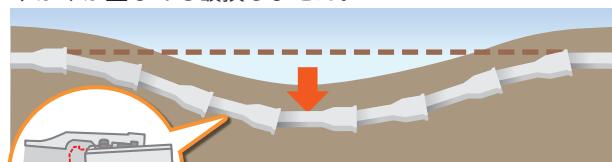
東日本大震災や熊本地震等の過去の地震災害においても、耐震管では漏水等の被害はなく、海外からも注目を集めています。

### 耐震管と従来の水道管のイメージ



### 地震発生時の耐震管の動き

ゆがみが生じても破損しません。



抜け出し防止状態  
(伸びきった状態)

引っ張られても継手の抜け出しありません。



## ● 基幹施設の耐震化

取水・導水施設、浄水場、配水池などは安定してお客様に水道水をお届けする重要な基幹施設のため、大規模地震に備え、計画的に耐震化を進めてきました。

取水・導水施設では、相模湖系導水路の耐震化を進めています。

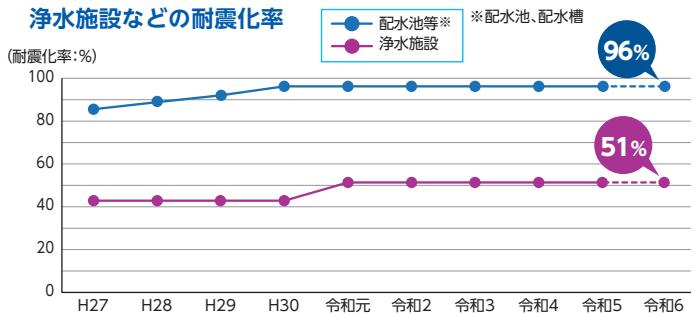
浄水場では、川井浄水場(旭区)の再整備が完了し、耐震化を図りました(平成26年4月稼働)。また、西谷浄水場(保土ヶ谷区)は再整備に合わせて施設の耐震化を進めています。

なお、災害時給水所となる配水池も引き続き、耐震化を進めていきます。



### ▲耐震化が完了した川井浄水場

### ▲配水池の耐震化工事



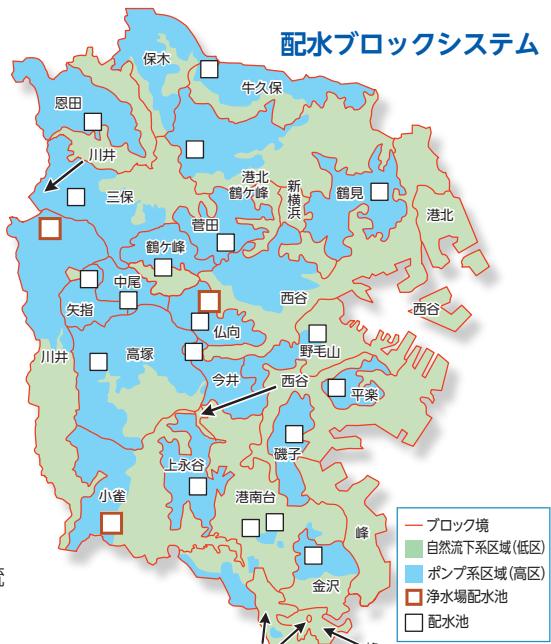
## ●配水ブロックシステム

横浜市の地形は起伏が多く、一定の水圧で市内全域に安定して水道水を送るために工夫が必要です。そこで、市域を配水池ごとに25の給水区域(配水ブロック)に分けた上で、さらに自然流下系区域(低区)※1とポンプ系区域(高区)※2に分けて給水しています。各配水ブロックには原則1か所の配水池とポンプ場を設置しています。

これにより、水道管内にある水の位置エネルギーを無駄なく利用できるほか、停電や水道管破裂などの事故が発生した場合でも、断水などの影響範囲を最小限に抑え、早期に復旧することができます。

また、配水ブロック間を口径の大きな水道管で結ぶことで、断水などの事故が発生した場合は隣接する配水ブロックから水道水を送れるように、応援体制の強化を図っています。

※1 水が高い所から低い所へ流れる力を利用して電力を使わずに水道水をお届けする系統  
※2 ポンプ(電力)の力を利用して高い所へ水道水をお届けする系統



工事などにより、一時的に配水ブロックを変更する場合があります。



## ● 環状ネットワーク

大規模地震や水源事故、停電などで浄水場の機能が停止した場合でも、緊急時のバックアップができるよう、浄水場間及び配水ブロック間を結ぶ「環状ネットワーク」を整備しました。既設の送・配水管などと、市の湾岸部を中心に整備された共同溝内の送・配水管を連絡することで、送水機能を強化しました。



▲口径1,350mmの保土ヶ谷共同溝線

送・配水管の環状ネットワーク	送・配水幹線
<p><b>大環状線</b></p>  共同溝運用中  環状幹線・鶴見幹線  南部幹線・大通り公園線  第二磯子幹線	 川井小雀幹線  鶴ヶ峰幹線  菅田幹線  日野・藤塚幹線  都岡幹線  両谷幹線

## ● 応急活動拠点の整備

災害時の応急給水や復旧活動を効果的に行うため、市内の配水池などに応急活動拠点を整備し、資機材を分散して備蓄しています。

### 応急給水資機材備蓄拠点

応急給水に用いる車載用給水タンクなどを、市内の13か所に分散して備蓄しています。

**備蓄数量** ポリ製給水タンク(1000ℓ)約80基  
ポリ製給水タンク(300ℓ)約130基 など



### 応急復旧資機材備蓄拠点

応急復旧用の水道管は、小口径(300mm以下)と大口径(400mm以上)に分類し、分散して備蓄しています。

なお、小口径(300mm以下)については、配水管整備事業において、材料備蓄を更新していくローリングストック方式を導入しています。

**備蓄数量(小口径)** ダクタイル鋳鉄管(口径100~300mm)  
約300か所復旧分

**備蓄数量(大口径)** ダクタイル鋳鉄管(口径400~1800mm)  
45か所復旧分



公助

## 5 通信体制の強化

水道局では、取水施設から市内各地の浄水施設、給水施設に至るまでのさまざまな施設の連携によって、水道水をお客さまへお届けしています。

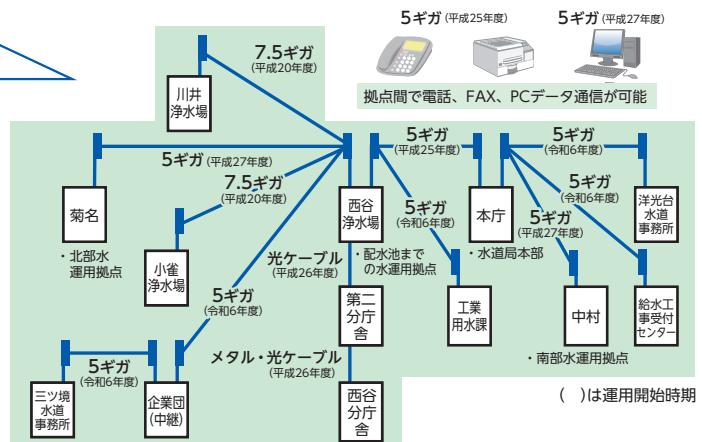
このため、災害時に携帯電話や固定電話などの公衆回線がつながらなくなったりした場合でも、被害情報の収集などの情報受伝達を速やかに行うことができるよう、通信体制の強化に努めています。

### ● 5GHz帯無線

● 運用開始時期: 平成25年度

災害時に水道局本部となる本庁舎と西谷浄水場を5GHz帯無線で結ぶとともに、西谷浄水場、川井浄水場、小雀浄水場間に整備されていた、7.5GHz帯無線を5GHz帯無線と接続し、音声通話やFAX、データ通信による速やかな情報伝達を可能にしました。平成27年度には、中村ウォータープラザと菊名ウォータープラザに、令和6年度には神奈川県内広域水道企業団の施設を中継し、水道事務所2か所、給水工事受付センター、工業用水課に追加しました。

これにより、5GHz帯無線の整備が完了し、災害時におけるより迅速かつ確実な情報の受伝達を行う体制を確立しました。



COLUMN  
コラム

### 災害・事故時情報共有システムの開発

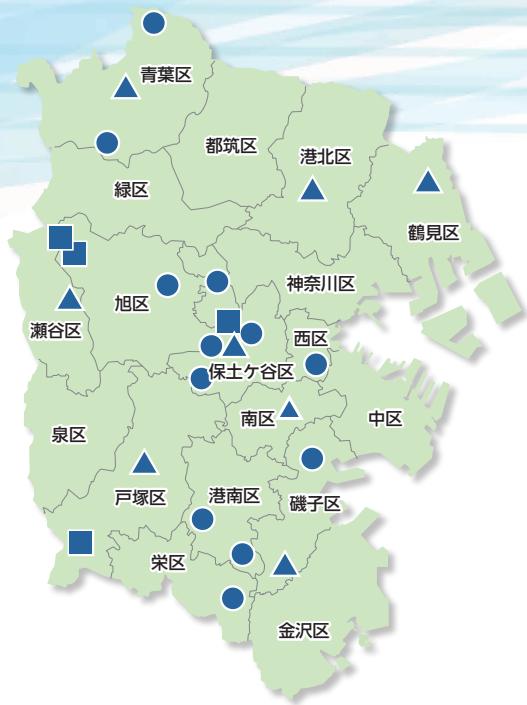
災害や事故時における正確な情報を水道局内でいち早く把握・共有することを目的として、「災害・事故時情報共有システム」を開発しました。本システムには、局が所有している給水車と他都市からの応援給水車の稼働状況が地図上で管理できる機能や、局の施設の被害状況を一括で管理できる機能、事故時の対応状況を管理する機能などがあります。このシステムにより情報管理が効率化され、市民の皆さんに対しても災害や事故時の情報提供がより速やかに行うことが期待できます。本システムは、令和6年度から本格運用を開始しました。

## ●停電時に備えての取り組み

水道水をつくり、蛇口にお届けするには、電気が必要不可欠です。水道局では停電に備え、浄水施設やポンプ場などに2系統から受電できる設備が設置されています。しかし、大規模災害時には、2系統とも停電することも想定されます。そこで、停電時にも浄水施設・ポンプなどの運転を継続させるために、非常用発電設備を設置しています。また、庁舎などにおいても、各種業務継続のために、非常用自家発電設備を設置しています。

### 非常用発電設備の整備状況

令和7年3月現在	
取水施設・浄水場など	8か所(■) (内4か所は市外)
ポンプ場	12か所(●)
庁舎	8か所(▲)
計	28か所



( )内の記号は上の地図の凡例

### COLUMN コラム

## 燃料や資機材などの確保に向けた取り組み

浄水場・ポンプ場・庁舎などの非常用発電設備の稼動や給水車・復旧工事車両の使用には、燃料が必要です。また、被災した水道施設を早期に復旧するためには、修繕材料等を迅速に入手する必要があります。

東日本大震災では、ガソリンスタンドで給油を待つ長い車列ができたため、水道局の車両や浄水場などで使用する燃料の確保が困難でした。

そこで、水道局では、災害時の燃料や復旧資機材等確保のため、企業との燃料油の備蓄・供給に関する協定や他都市との修繕材料供給に関する協定、他局との協力関係、また、供給協力に関する登録制度としての「横浜水道 安全・安心 パートナー」を構築しています。

### ■燃料取扱事業者との協力関係

市内外の民間燃料取扱事業者にご協力いただき、燃料供給に関する登録制度として平成25年4月から「横浜水道 安全・安心 パートナー(燃料供給)」を構築しました。

令和7年6月末現在で、34者、65スタンドで災害時に水道局車両・施設への給油ができるよう協力体制を整えています。



協力店のマーク

### ■災害時等に備えた燃料油の備蓄及び供給に関する協定の締結

浄水場を3日間運転するために、現在の場内の備蓄では不足する分の燃料について、保管料を支払うことで確実に備蓄し、発災時にはローリー車で運搬、給油を受けるようにする燃料油備蓄協定を平成30年3月に民間事業者と締結しました。

### ■横浜市消防局との協力関係

災害時において他都市から横浜市へ応援に来た給水車に対し、消防局自家用給油取扱所において、消防局の災害対応や運用に支障がない範囲で軽油の供給を受けることができる取り決めを平成31年3月に交わしました。

### ■修繕材料供給事業者との協力関係

災害などの緊急時に水道施設などの復旧を迅速に行うため、水道局独自での修理材料の備蓄を行うとともに、他都市との協定による材料供給の応援体制を整備しています。しかし、被害が甚大となった場合には、修理材料の不足が予想されます。

そこで、民間事業者にご協力いただき、非常時の修繕材料供給に関する登録制度として平成26年2月から「横浜水道 安全・安心 パートナー(材料供給)」を構築しました。

令和7年4月1日現在で、40者の事業者にご登録いただいています。



▲水道局で備蓄している水道管

### ■薬品(アルカリ剤)供給事業者との協力関係

火山噴火時においても継続して浄水処理を行うため、令和元年12月に「横浜水道 安全・安心 パートナー(薬品供給)」を構築し、災害等発生時に必要となる薬品(アルカリ剤)の供給について民間事業者との協力体制を整えています。

## ●他都市や民間事業者との協定

東日本大震災や令和6年能登半島地震、平成30年7月西日本豪雨、令和元年東日本台風などの大規模災害時には、全国の水道事業体による応急給水、応急復旧、技術支援などの応援活動が必要不可欠です。

水道局では、大規模災害に備え、他都市水道事業体や民間事業者などと、災害時の相互応援などに関する協定を締結しています。

### 地震等緊急時における相互応援に関する協定【平成30年12月締結】

名古屋市

### 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書【令和2年3月改定】

札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

### 日本水道協会関東地方支部災害相互応援に関する協定【平成28年8月改定】

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県の各都県支部、関東地方支部長都市(横浜市)

### 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書【平成28年3月締結】

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、座間市、秦野市、三浦市、南足柄市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団、愛川町、大井町、開成町、中井町、箱根町、松田町、真鶴町、山北町、湯河原町

※その他、神奈川県企業庁・神奈川県内広域水道企業団・千葉県企業局・川崎市上下水道局とも協定を締結しています。

### 他都市水道事業体との燃料相互応援の覚書

名古屋市、新潟市

### 民間事業者との協定

横浜市管工事協同組合／横浜建設業協会／日本水道鋼管協会／横浜市建設コンサルタント協会／横浜市地質調査業協会／神奈川県測量設計業協会横浜支部／横浜市補償コンサルタント協会／水道メーター検針業務及び料金整理業務の受託事業者／大洋石油株式会社／ALSOK株式会社／横浜管機設備協会／横浜運送株式会社

## COLUMN コラム

### 近年の他都市災害派遣の実績

水道局では、これまで国内各地で発生した地震や豪雨等の災害時において、被災地支援のために多数の職員を派遣し、様々な応援活動を行っています。

#### 横浜市水道局における過去の主な災害派遣実績

災害発生年月	災害名	主な支援内容	派遣先	主な派遣期間	延べ派遣人数
平成7年 1月	阪神・淡路大震災	応急給水・応急復旧・物資輸送	兵庫県神戸市	1/17～3/18	職員396名 事業者278名
平成16年 10月	新潟県中越地震	応急給水・応急復旧 調査・調整・物資輸送	新潟県小千谷市	10/24～11/16	職員157名 事業者15名
平成19年 7月	新潟県中越沖地震	応急給水・応急復旧・物資輸送	新潟県柏崎市・刈羽村・新潟市	7/17～7/31	職員65名 事業者26名
平成23年 3月	東日本大震災	応急給水・応急復旧・調査・調整	千葉県浦安市・福島県郡山市 栃木県矢板市・福島県いわき市 茨城県日立市・宮城県仙台市・茨城県	3/12～4/18	職員108名 事業者69名
平成28年 4月	熊本地震	応急復旧・漏水調査 調査・調整・物資輸送	熊本県熊本市・益城町	4/17～5/9	職員35名 事業者14名
平成30年 7月	西日本豪雨	技術支援	愛媛県宇和島市	7/17～7/20 7/30～8/3	職員8名
令和元年 9月	台風15号	応急給水・物資輸送	神奈川県逗子市(到着前に断水解消のため応急給水未実施) 千葉県君津市・鴨川市・大多喜市	9/9～9/19	職員86名
令和元年 10月	台風19号	応急給水	神奈川県南足柄市・相模原市・山北町・清川村	10/13～10/15	職員21名
令和6年 1月	能登半島地震	応急給水・応急復旧・調査・調整	富山県氷見市・石川県輪島市・志賀町	1/3～5/31	職員494名 事業者174名
令和6年 9月	奥能登豪雨	応急復旧	石川県輪島市	10/1～10/22	職員9名

## ● 水道局職員の訓練

水道局では職員を対象に防災訓練や参集訓練などをはじめ、年間を通じてさまざまな訓練を行うことにより、災害対応力の向上を図っています。



▲水道局防災訓練

## ● 横浜市総合防災訓練

南関東の1都3県5政令市が毎年実施する九都県市合同防災訓練の一環である横浜市総合防災訓練に参加しています。



▲南プロック訓練

## ● 他都市との訓練

他都市水道事業体との応援体制強化のため、名古屋市との技術交流会や合同防災訓練などを実施しています。

また、日本水道協会関東地方支部として、南北プロック別の合同防災訓練や情報受伝達訓練を実施しています。

## ● 民間事業者との訓練

災害時応援協定を締結している民間事業者と応急給水や応急復旧などの合同防災訓練を実施しています。

### COLUMN コラム

## 他水道事業体との連携

### ■名古屋市上下水道局との連携

横浜市水道局と名古屋市上下水道局は、「19大都市水道局災害相互応援に関する覚書」に基づき、災害時における相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実及び技術の習得を目的として、技術交流会や合同防災訓練を実施しています。

平成30年には、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生を見据えた災害時の対応力向上のため、名古屋市上下水道局と「地震等緊急時における相互応援に関する協定」を締結しました。この協定では、震度6強以上の地震が発生した場合、相手方の要請を待たずに職員を派遣し、被害情報の収集や応援都市等との調整を行うことで、迅速な初動体制の確立を図ります。



▲技術交流会の様子

### ■日本水道協会における横浜市の役割

日本水道協会は、安全で安定した水道事業のために活動をしている団体であり、各地域の水道事業体を会員とし、7つの地方支部及び51の都県支部(道内5つの地区協議会含む)で構成されています。横浜市は、関東地方支部(1都6県及び山梨県)の支部長都市として地域内の水道事業体のとりまとめを行っています。

日本水道協会では、災害時等に会員による相互応援を行っており、平時から防災訓練等を実施し災害対応力の向上を図っています。

なお、令和6年能登半島地震における応急給水・復旧支援も相互応援の仕組みにより実施しました。



▲能登半島地震応急給水の様子

## 能登半島に対する応急支援活動について

### ■ 令和6年能登半島地震について

#### ○ 派遣概要

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、被災地からの応援要請に基づき、横浜市水道局では、令和6年1月から5月31日まで、富山県氷見市（応急給水活動のみ）と石川県輪島市及び志賀町に対して延べ494人の職員を派遣し、支援を実施しました。

	氷見市	輪島市	志賀町
応急給水	1月3日～5日	1月6日～4月4日	1月6日～3月15日
応急復旧	なし	1月6日～5月31日	1月6日～3月8日

#### ○ 活動内容

被災地に職員・工事事業者を派遣し、被害状況の把握及び復旧計画の立案から応急給水、応急復旧作業まで総合的な支援を行いました。

##### ・応急給水隊

応急給水に関する給水車の統括指揮として、現地の要望を受け、応急給水拠点ごとにどの事業体の給水車を派遣するか計画を立て、円滑な応急給水が行われるよう調整を行いました。

また、給水車による、病院や福祉施設等の受水槽、学校等の応急給水拠点に設置した組立式仮設水槽への運搬給水や、市民の皆様への直接給水を行いました。

##### ・応急復旧隊

応急復旧に伴う全体調整に関する業務として、国土交通省等の国の機関、日本水道協会現地本部及び被災事業体と日々の状況の共有や協議を重ね、派遣要請等の総合的な調整を行いました。

また、被災地の現地状況を調査し、水道管の応急復旧計画を検討するほか、各事業体から派遣された応急復旧隊の現地調整を行いました。

さらに、横浜建設業協会及び横浜市管工事協同組合の水道工事事業者と共に輪島市及び志賀町にて応急復旧作業を行いました。



▲応急給水の様子



▲復旧工事の様子

### ■ 令和6年能登半島豪雨について

令和6年9月20日からの大雨に伴い、石川県では土砂災害及び浸水により、水道施設に甚大な被害が生じました。横浜市水道局は、被災地からの要請に基づき、令和6年10月1日から22日まで石川県輪島市に9人の職員を派遣しました（1次隊～3次隊）。

今回の活動は、輪島市の復旧に関するアドバイザーとして、水道施設の被害状況の調査や技術的支援、被災地の復旧計画策定等の支援を行いました。



▲現地調査の様子

# 【巻末付録①】 地震の時に水がもらえる場所

やさしい日本語のお知らせ

## 地震で水が出ないとき

## 水をもらえる場所があります

日本は地震が多い国です。大きな地震がおこると、水が出ないことがあります。

地震で水が出ないときは「災害時給水所」という場所で、

飲み水をもらいます。お金は0円です。

地震がおこる前に、水をもらえる場所を調べてください。



### 水をもらえる場所の調べかた

インターネットで、調べてください。

水をもらえる場所を地図で見ることができます。



■ロケスマ  
(App)(日本語)

■はまピョンマップ  
(Website)(日本語)



災害時給水所  
のマーク

### き 気をつけて！Attention！

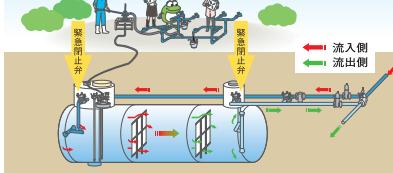
水は重いので運ぶのがとても大変です。

水をもらうときは、

①ポリタンクとカートや

②大きいペットボトルとリュックサックを  
も  
持ってきてください。



<p>みず ばしょ <b>水をもらえる場所</b></p> <p>さいがいよう ちか <b>①災害用地下 給水タンク</b></p> 	<p>みず ばしょ しるし <b>水をもらえる場所の印</b></p> <p>かんばん いつもこの看板が あります</p> 
<p>はいすい ち <b>②配水池</b></p> 	<p>はた で この旗が出たら みず 水がもらえます (いつも旗は ありません)</p> 
<p>きんきゅうきゅうすいせん <b>③緊急給水栓</b></p> 	
<p>たいしんきゅうすいせん <b>④耐震給水栓</b></p> 	<p>かんばん いつもこの看板が あります</p> 

## じしん まえ ようい 地震がおこる前に用意して！

いえ しごと ばしょ  
家や仕事の場所に、いつも水や食べ物を用意してください。

みず た もの ようい  
3日ぶん以上(できれば1週間ぶん)、用意してください。



ようい の みず りょう ひとりぶん りつる いじょう  
**用意する飲み水の量：1人分9ℓ以上**

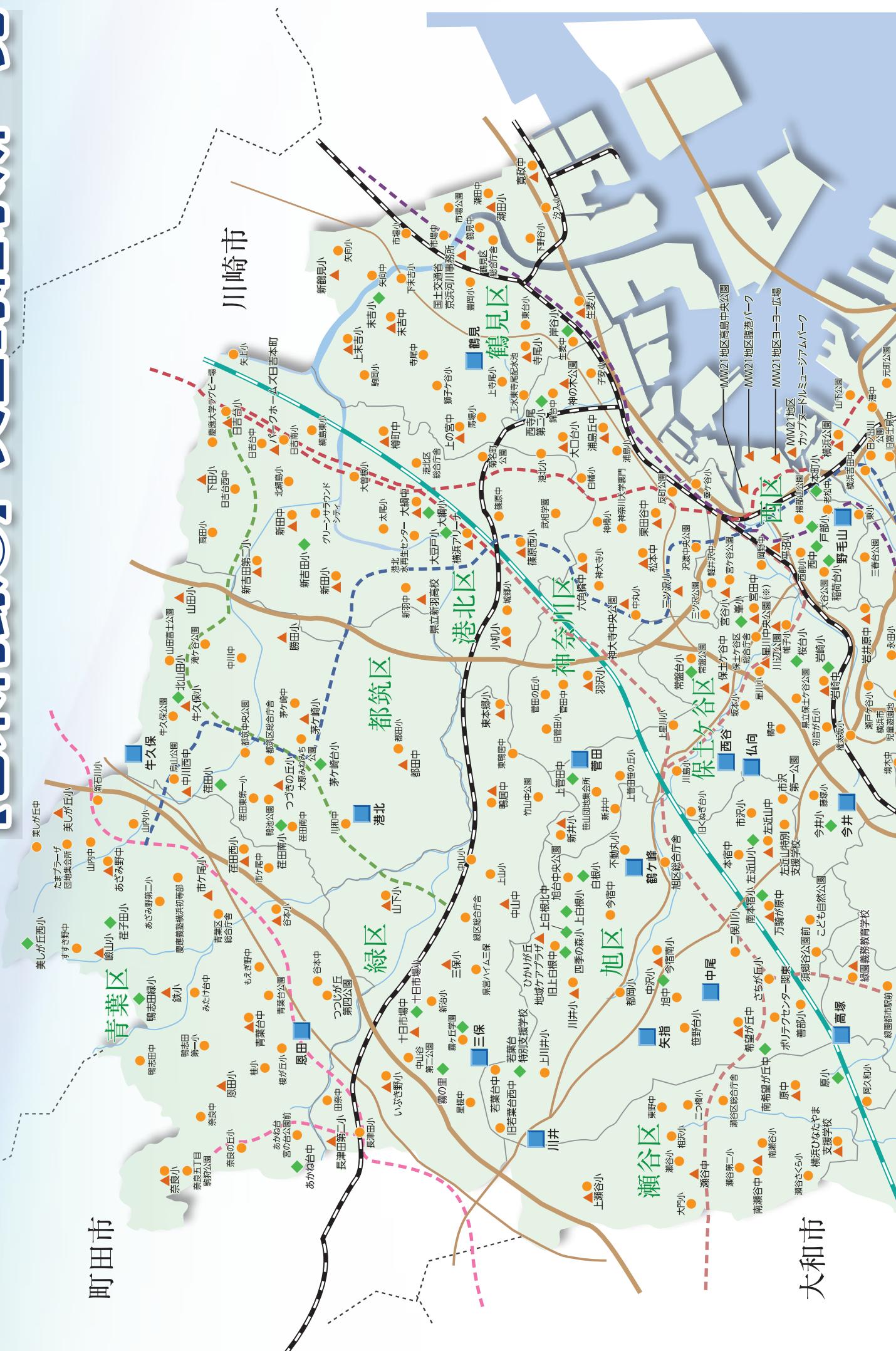
わからないことがあったら

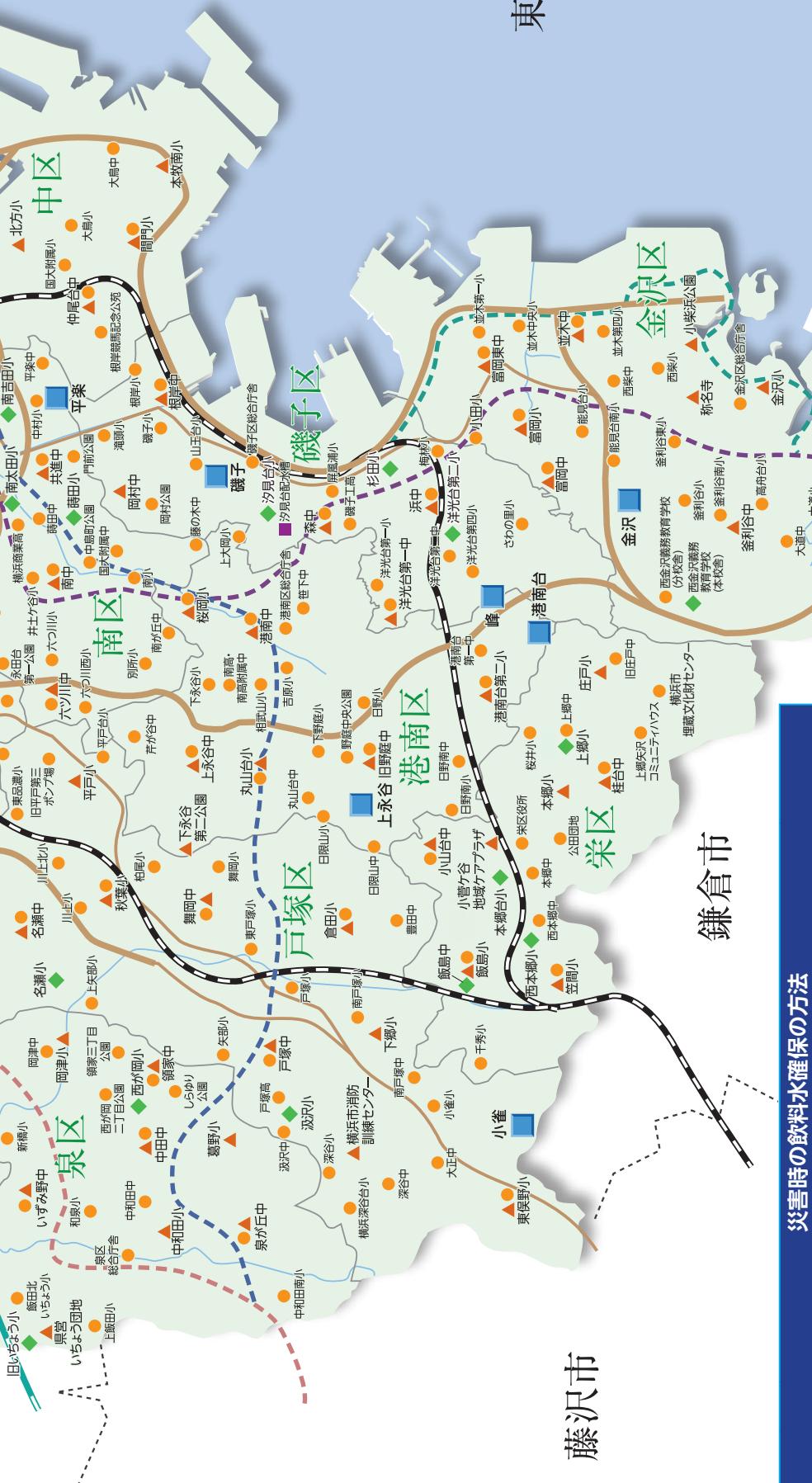
すいどうきょく きゃく  
**「水道局 お客様サービスセンター」** に電話してください。

でんわ  
**電話 045-847-6262 FAX 045-848-4281**

じかん でんわ にほんご  
24時間いつでも電話ができます (日本語)

# 【卷末付録②】災害時給水所一覧





凡例

災害用地下給水タンク … 134 基

配水池 ..... 23か所  
※ 汐見台配水槽を含む

## 緊急給水栓 ..... 358基

## 耐震給水栓…………53か所

※星川中央公園は帰宅困難者用として設置しています

飲料水確保の場所		印	施設の種類など	分類	開設者	開設状況のイメージ	
ご家庭	—	備蓄している飲料水	自助	—	—	発災直後から3日目まで	発災4日目以降
企業	—	▲災害用地下給水タンク 134基	共助	地域の皆さま。 （は開設の補助）	横浜市管工事協同組合	3日目以降 30×3日分 =90以上 （でければ 一週間分）を 目安に備蓄	1人1日
のぼり	23か所	配水池	水道局	—	—	↑	↑
	355基	緊急給水栓	水道局	公助	横浜市管工事協同組合	↑	↑
	53か所	給水車	水道局	—	応援都市職員	↑	↑
看板	53か所	◆耐震給水栓	—	共助	地域防災拠点運営委員等で運用	↑	↑

災害に強い信頼の水道施設の維持・整備は、  
お客さまにお支払いいただいている  
水道料金によって支えられています

引っ越しに伴う水道の使用開始・中止手続きなど

水道局お客さまサービスセンター

24時間365日受付

はち ょん なな

 **045-847-6262**

(おかげ間違いのないようご注意ください)

**FAX 045-848-4281**